

地域の取り組み事例の情報収集

1. 目的

現在アライグマ防除に取り組んでいる地域の情報収集を行い、問題点と参考になる点を整理し、今後作成するマニュアルに活かす。

2. 調査方法

市町村担当者への聞き取り調査を実施する。実施期間は2007年2、3月である。

3. 調査結果

1) 対象市町村

これまでに聞き取り調査を実施したのは、先進的に取り組んでいる和歌山県田辺市、和歌山県日高川町、和歌山県上富田町、和歌山県橋本市、兵庫県三木市、兵庫県三田市、兵庫県神戸市である。また和歌山県橋本市と隣接する奈良県五條市にも話を聞いた。

2) 捕獲体制および捕獲方法

市町村名	捕獲実績	実働者	檻の提供者
和歌山県 田辺市	H14 : 72、 H15 : 138、 H16 : 161、 H17 : 112	旧田辺市では、ワナ免許を持った市職員と JA 紀南職員等が捕獲にあっている。JA 紀南以外の JA では動きはない。	JA、地域で購入しているところも有 全部で約 150 台
和歌山県 日高川町	H15 : 59、 H16 : 42、 H17 : 35、 H18 現在 : 21	ワナ免許所持者 (26 人) がリーダーとなって檻を設置し、容認事業を利用し講習を受講した地元住民 (140 人) が補助する。特区制度を利用した地域住民による捕獲も今後導入 (講習会には 86 人参加、申込は現在 5 人)	町、免許所持者購入には町が半額補助。集落で独自に購入したものも有 全部で約 100 台。
和歌山県 上富田町	H16 : 55、 H17 : 107、 H18 現在 : 49	基本的に猟友会の捕獲グループ (約 10 名) がすべて担うが、庭先や畑などは所有者に見回りを依頼している。	基本的に猟友会
和歌山県 橋本市	H15 : 32、 H16 : 63、 H17 : 92、 H18 現 在 : 110	ワナ免許所持者をリーダーとするグループを作り、講習を受講した地元住民 (H16 : 106 人、 H17 : 60 人、 H18 : 30 人) が補助する	市が 30 台所有。来年度さらに購入予定。個人所有も有
兵庫県 三木市	H17 : 5、 H18 現在 : 300	ワナ免許所持者 (20 人程度) がすべて担う。今後は講習受講者でグループを結成予定。	市が 200 台所有。来年度さらに購入予定
兵庫県 三田市	H16 : 5、 H17 : 23、 H18 現在 : 116	ワナ免許所持者 (約 20 人) が班長となり、特区制度を用い登録した捕獲協力員 (65 人) が補助	市が 48 台所有。来年度さらに購入予定。
兵庫県 神戸市	H14 : 6、 H15 : 35、 H16 : 62 、 H17 : 128、 H18 現 在 : 543	北区および西区では猟友会。それ以外の区では捕獲業者に委託。例外的に講習受講者は自宅敷地等に限り捕獲従事を可能にしているが、現時点で事例はない。	市が約 170 台 (うち北区で約 50 台を貸出)
奈良県 五條市		市職員と猟友会と一緒に現場に行き檻を設置する。	市が 6 台所有

3) 措置体制

市町村名	移送	措置者
和歌山県 田辺市	捕獲補助者が JA へ移送	民間の獣医師による二段階麻酔後、試料として鈴木和男氏に提供し、最終処分も依頼
和歌山県 日高川町	現場で措置	猟友会が措置した後、試料として鈴木和男氏に提供し、最終処分も依頼
和歌山県 上富田町	現場で措置	猟友会が措置した後、試料として鈴木和男氏に提供し、最終処分も依頼
和歌山県 橋本市	捕獲者が市役所へ持ち込み、市役所が措置施設へ持ち込む	県の鳥獣保護センターで措置後、市の施設で焼却
兵庫県 三木市	猟友会または市が市役所へ移送	市が独自に作成したボックスに入れ、CO ₂ ガスで措置後、市の施設で焼却
兵庫県 三田市	猟友会または市が市役所へ移送。	市が独自に作成したボックスに入れ、CO ₂ ガスで措置後、市の施設で焼却
兵庫県 神戸市	猟友会または捕獲業者がその場で措置	箱ワナごとボックスに入れ、CO ₂ ガスで措置後、市の施設で焼却
奈良県 五條市	現場で措置	猟友会

4) 現在の問題点と課題

聞き取り調査で得られた現在の問題点と課題を整理した。市町村によっては問題なく実施されている部分もある。

(1) 措置について

- ・市町村で措置および焼却を行うことは能力的、費用的に困難である。
- ・安楽死を担ってくれる施設あるいは獣医師が少なく、移送するには遠すぎる。そのために強いられる一時的な飼育管理にも適切な場所および施設を用意するのが困難であり、さらに負担がかかる。
- ・市町村での CO₂ による措置には精神的な負担もあり、担当者が異動になれば継続できるかどうかの不安がある。

(2) 捕獲体制について

- ・捕獲従事者の確保が課題である。
- ・檻設置に猟友会あるいは職員が同行しなければならない体制は防除推進のさまたげになる。
- ・移送に許可が必要であることが、円滑な処置の妨げとなっている。
- ・捕獲個体の確認を市がすべて行うことが労力的に困難である場合、錯誤捕獲個体の放獣がきちんとできているかどうか不安である。

(3) 費用負担について

- ・費用負担が増大している。
- ・捕獲檻の購入が課題である。
- ・有害捕獲から防除計画に移行し、捕獲補助金がなくなったことによる市町村の費用増大

と捕獲者の意識低下が起きている。

- ・補助金の継続が必須。
- ・防除計画に基づき薬物による安楽死を実施した場合、埋設が不適切で焼却するためには費用が発生する。
- ・補助金は対象が限定されているため、実情にあわせた広い補助が必要。
- ・

(4) 農業被害発生地域以外の対応について

- ・山間部での捕獲を含め、根絶まで市町村が責任持てるかどうか不安であるし、それが市町村の役割なのか疑問である。
- ・空き屋などは檻を勝手に置けないので対応に窮する
- ・住宅地は農林関係部署の管轄ではないが、対応せざるを得ず、猟友会の協力が得られない場合は職員自らが捕獲を実施しなければならない。都市部で発生した時に住民や猟友会の協力が得られるかどうか不安である。

(5) 職員の事務負担について

- ・かなりの負担増である。
- ・コンスタントな負担増でなく、季節的なボリュームのばらつきがあるため対応策を考えづらい。

(6) 防除計画について

- ・防除計画による制約がきつすぎ、現実には即していない。
- ・捕獲地点から役所へ、役所から措置施設へとといった防除に不可欠な移送にも制限があるため防除推進に支障がある。
- ・防除計画に則って捕獲を進めるにあたり、捕獲体制や捕獲従事者の登録、移送など解釈に不統一あるいは不明瞭な部分がある。細かな部分まで踏み込んだ具体的な通達を出して欲しい。
- ・防除計画が市町村の責任によって作成する場合、防除に中の事故についてはやはり市町村にあるのか。従事者が多数になった場合、保険に加入するのは困難である。
- ・計画策定後の変更は可能なかわからない。
- ・府県が主体性を持って広域防除を進めて欲しい。市町村任せでは、認識の低いところで防除が進まない。研修くらいでは実効性がない。

(7) 普及啓発および情報提供・共有について

- ・基本的な情報（生態、生息数、危険性）を知る必要がある。
- ・どのくらい継続すれば、また捕獲すればよいのか、捕獲の将来的展望が必要である。
- ・アライグマの認識の薄い地域があるとそこから拡大していくため、普及啓発が重要である。
- ・わかった情報を住民に返すことが重要である。
- ・出没・被害情報がリアルタイムに流れなければ捕獲効率が悪いので情報を共有する必要がある。